

正しく申告、賢く節税！

昨年は、所得控除等をうまく活用できていないため、本来負担する金額よりも多くの税金を納めていたケースも見られました。逆に、本来の納税額よりも税額が少なくなるような申告をしていると、それが判明した時点で課税することになります。その際、課税自体が遅くなったしわ寄せで一度に納付する金額が多くなります。

このような影響は所得税・住民税だけではなく、ほかの様々な制度にも及びます。

適正な申告をすることは、課税庁である税務署や役場だけでなく、納税者の負担を減らすことにもつながります。

「正しく申告、賢く節税」を目指しましょう！



今まで多かった 確定申告の誤り・注意点

①医療費控除の明細書を作成していない。

昨年までは領収書を添付する方法でも申告ができましたが、今回の申告から明細書方式に統一されます。医療費の通知書なども利用して、事前に明細書を作成してください。

②年金所得者で、「扶養親族等申告書」を提出していない。

所得税と住民税では、税額の計算方法が異なるため、所得税は非課税でも住民税が課税となることがあります。住民税申告で扶養控除、障害者控除、または寡婦控除を受けることで住民税についても非課税となる場合があります。まずは、公的年金の源泉徴収票を確認ください。（年金収入額が148万～180万円くらいの人に多いケースです。）

③生命保険金や個人年金の受け取りがある。

生命保険の満期保険金や解約返戻金等は、一時所得となります。また、生命保険会社から受け取った個人年金は雑所得となります。申告には、所得額が確認できる支払い明細書が必要です。

④家族内で扶養控除等が重複している。

年末調整時に扶養控除が重複していることがあります。同じ控除対象者について、複数の納税者が控除を受けることはできません。遠方に住む家族が扶養しているケースもあるので、世帯内で確認して調整してください。

⑤地方公共団体への寄附金（ふるさと納税）のワンストップ特例を申請している。

ふるさと納税のワンストップ特例は、確定申告をしない人向けの仕組みです。確定申告をする場合、改めて寄附金控除を受ける必要があります。

増税？

減税？

今年の主な 改正点

今年は改正事項が非常に多く、改正によって増税したのか減税したのか戸惑う人も多いのではないだろうか。
改正内容は、大まかには高額所得者にとつては増税、それ以外の人にとつては据え置き、もしくは減税となります。（7ページ表1を参照ください）

確定申告 Q&A

～新型コロナ関連～

Q1. 新型コロナ感染症予防のためのマスク購入費用は医療費控除の対象ですか？

A1. 医療費控除の対象外です。ただし、業務に必要な範囲で購入したものである場合は、事業経費となります。（私用購入分は経費とはなりません）

※消毒液、フェイスシールドも同様です。

Q2. PCR検査費用は医療費控除の対象ですか？

A2. 医師等の判断により受けた場合、自己負担額が対象となります。単に感染していないことを確認するために自己の判断で検査を受けた場合は、対象外です。

Q3. 新型コロナに関連した各種の助成金は課税対象ですか？

A3. 助成金等の性質により取扱いが異なります。（7ページ表2を参照ください）